

総務市民委員会

(条例1件)

【委員長】太田康彦 【副委員長】荻田丈仁
【委員】一条義浩、杉山 諭、関 明美、笹川朝子、望月 昇、小野泰正

当委員会に付託となった議案1件については、当局の説明を受け、原案どおり可決しました。

福祉保健委員会

(条例3件、陳情1件)

【委員長】鈴木幸司 【副委員長】高橋正典
【委員】稲葉寿利、藤田哲哉、植松光徳、望月 徹、山下いづみ、福永意人

当委員会に付託となった議案3件及び陳情1件については、当局の説明を受け、原案どおり可決しました。

産業教育委員会

(請願1件)

【委員長】萩野基行 【副委員長】長谷川祐司
【委員】小池智明、新家大輔、石川浩司、市川真未、笠井 浩、佐野智昭

当委員会に付託となった請願1件については、請願者の趣旨説明及び紹介議員の補足説明を受け、原案どおり可決しました。

陳 情

予防接種実施前の副反応についての詳しい説明と「予防接種健康被害救済制度」周知強化を求める陳情

◇福祉保健委員会にて審査◇

新型コロナワクチンによる予防接種健康被害救済制度における合計認定者数は、その他のワクチンと比べて非常に多い。これは、予防接種健康被害救済制度の認知度の低さと、申請時における書類の多さ、記入の難しさ等のハードルの高さから、本来の健康被害を受けている方々の全体像から見ると氷山の一角とも言われている。

令和6年10月から65歳以上の新型コロナウイルス感染症の予防接種が定期接種となるが、どのようなタイプのワクチンであれ、必ず予想される副反応も含めたインフォームド・コンセントを徹底していただくことで、市民の生命と健康、安全を守っていただきたいと考え、陳情する。

【審査結果】

予防接種健康被害救済制度に関する情報については、「広報ふじ」への掲載や市ウェブサイトからも国や県の情報を確認できるよう整備を進めています。

特設バナーの設置については、市の独自性が高い施策を中心に設置していることから、設置が難しいと考えていますが、新型コロナワクチン接種の案内ページに、救済制度に関する案内とリンクを掲載し、詳細な内容について確認できるようにするなど、周知に努めています。

予防接種は、医師から使用ワクチンの効用や副反応及び健康被害救済制度について説明し、同意確認後、接種を行うと定められていることから、本市で作成した説明書やワクチンメーカー発行の接種者向け説明書などを活用し、各医療機関において接種希望の方にインフォームド・コンセントを行っているほか、予防接種後副反応疑い報告を行うことなどについても、開始前に改めて各医療機関に対し通知し、各医療機関へ配布するポスターには、医療機関が使用するワクチンが分かるよう表示しています。

今後も市ウェブサイト等の広報媒体を活用し、富士市医師会の御協力のもと、適切な情報提供を行っていきます。

との当局説明を了承することに決しました。



請 願

「教職員の人材確保及び学校の働き方改革に向けた教育施策の実現を求める意見書」の提出を求める請願

◇産業教育委員会にて審査◇

【請願趣旨】

子供の豊かな学びを保障するためには、教職員の人材確保が必須である。また、人材確保のためには、法改正とともに、教職に魅力を感じることができるような抜本的な改革が必要と

なる。学校の働き方改革は、単に教職員の労働問題とせず、子供と教職員が接する時間の確保など、教育改革の視点が重要と考えるため、意見書の提出を求める。

【審査結果】採択

学校の働き方改革を単に教職員の労働問題と見なさず、子供の豊かな学びを支えるための教育改革の視点を持つことが重要と考える本請願には賛成であるとの意見があり、本請願については採択すべきものと決し、本会議において委員長報告どおり決しました。

国への意見書の提出

市議会では、意見書を関係行政機関に提出することができます。9月定例会では、議員発議による下記2件の意見書を全会一致で可決し、内閣総理大臣等へ提出しました。

地震財特法の延長に関する意見書

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和6年度末で期限切れを迎えるが、依然として必要な事業が数多く残されている。

また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路、津波防災施設や山・崖崩れ防止施設の整備、公共施設の耐震化、避難地・避難路の整備等をより一層推進する必要があるが生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と

財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ確実に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月10日

富士市議会

教職員の人材確保及び学校の働き方改革に向けた教育施策の実現を求める意見書

教職員不足が全国的に問題となる中、静岡県内においても、本年度当初、公立の義務小中学校で57人の教員が定数未配置となっている。また、加配教員についても、予算措置はされているものの、既卒受験者の減少による臨時的任用教職員及び任期付教職員の不足や、採用内定辞退者の増加などのため、配置されていない状況が見られる。これに対し、採用試験を前倒しする等の対策を県教育委員会が講じているが、教育現場の実感を伴う施策には至っていない。

そのため、現在の学校は、子供の学びを止めないために、不足している人員で持ちこたえている状態であり、忙しい教職員の姿を見ている子供たちは、教員を志すことを諦めていくおそれもあり、教職の魅力伝えていくためにも、抜本的な改革として教職員定数の改善は急務である。

また、教職員定数の根拠が曖昧な現行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律は、教職員1人当たりの持ち授業時数などを加味したものとすべきであるが、学力低下を危惧する声に押され、学習指導要領のカリキュラムは過密化している。こうした中、学校の働き方改革は、単に教職員の労働問題とみならず

のではなく、体験活動や自治的諸活動の充実をはじめとした子供の豊かな学びや、子供と教職員が接する時間の確保など、教育改革の視点を持つことが重要と考える。

よって国においては、教職の人材確保及び学校の働き方改革に向けた教育施策を推進するため、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 子供の豊かな学びの実現に向け、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正による定数改善を進めること。
- 2 教頭・養護教諭・事務職員の複数配置の拡充、栄養教職員の配置基準の改善を行うこと。
- 3 教職調整額を10%以上に引き上げるとともに、時間外在校等時間の平均が20時間となるよう、指導内容の精選等を含む改革を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月11日

富士市議会